

一般市民諸君并に

## 労働者諸子に訴ふ!!

諸君！ 西福島尾町の一角に一大悪魔が出現した。それは天満某を社長として加納某を支配人させる大六護謨會社その者である。彼等は正月を自光に控へて居る十一月廿日の終業時に、何等故なきに拘らず全就業員を只一片の『職務怠慢に付本日一同を解雇す』云ふ掲示に依つて、全就業員の生活の途を絶つた。諸君！ 彼等が此行動こそ、正に悪魔の行動でなくして何であらう。而已ならず彼等は我等に對して言を左右にして規定の解雇手當さへも支給するのを拒むのである。而し我々にも規定の解雇手當は當然獲るべき権利がある。我々は憲法の命するが儘に、我々の權利を執行すべき自由がある。遂に辯護士を介して現に訴訟しつゝあるのだ。なれど我々は是丈で止むのではない。斯かる非人道を敢てする資本家の存在を欲せない我等は会社が潰れるか？ 我々が仆れるか？ 大正十年最終の労働争議を意義あらしむべく従事的に戦ふ積りである。労働者は猶かないなれば、生産品が出来ないのだ。我々は廃死する其絶対に復職はやむ。我々は神明に誓つて夫を言明する。只我等が瘤れる處は、彼等が他より労働者を求める事だ。此處に於て我等は諸君の同情に訴ふ。労働者には労働者の道徳がある。我等はその尊むべき労働者道徳に依つて、我等の行動をして意義あらしむべく諸君の御援助あらん事を伏して乞ふ。

元大六護謨會社職工同

時  
和  
志  
一  
之  
大  
正  
十  
年  
十  
月  
三  
日  
大  
坂  
齋  
四  
南  
也  
五  
日  
公  
時  
也